

川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局長
- (2) 市民文化局市民生活部長
- (3) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (5) 総務企画局都市政策部長
- (6) 教育委員会事務局教育政策室長

(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民施策に関して見識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

(事務局)

第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。